

参考配布

平成 26 年 4 月 7 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令について

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。



担 当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 三須 一郎 需給調整事業第二課長補佐 本橋 浩司 主任需給調整指導官 佐藤 千恵子
	電話 03 - 3452 - 1474 FAX 03 - 3452 - 5361

東京労働局に対し不正な報告をした 事業改善命令中の事業主に事業停止処分

東京労働局(局長:西岸 正人)は、昨年、車両管理等の業務に関し、いわゆる偽装請負を繰り返したことから、労働者派遣法()に基づく労働者派遣事業改善命令を受けた事業主が、適切な是正を行わず、東京労働局に対し不正な是正報告をしたため、労働者派遣事業停止命令を行った。

記

第1 労働者派遣事業停止命令を受けた事業主

名 称	日本道路興運株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 山口 哲也
所在地	東京都新宿区西新宿 6 - 6 - 3
届出に関する事項	許可年月日 平成18年9月1日 許可番号 般13 - 301943

第2 処分の内容

労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令
(労働者派遣事業停止命令の内容は下記第4のとおり)

第3 処分の理由

日本道路興運株式会社(以下「日本道路興運」という。)は、労働者派遣法に基づき、平成25年6月19日に、東京労働局長から労働者派遣事業改善命令を受け、これに対し是正報告を行った。

しかしながら、東京労働局が、この是正報告に基づき是正状況を調査したところ、依然として法違反が確認された。

このため、東京労働局は、労働者派遣法第50条に基づき再度、点検・是正を行ったうえで正確な是正報告をするよう求めた。

日本道路興運は是正報告を提出したが、この是正報告に基づき大阪労働局が是正状況を調査したところ、是正されていない状況が発覚した。

このことは、日本道路興運が、適切な是正を行わず、東京労働局に対し不正な報告を行ったものである。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

大阪支店にあつては平成26年4月8日から同年6月7日までの間、その他のすべての日本道路興運の労働者派遣事業所にあつては平成26年4月8日から同年5月7日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

労働者派遣法の関係条文は別添を参照ください。

[別添]

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)

第14条(許可の取消し等)

1 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

二 この法律(第23条第3項、第23条の2及び次章第4節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第50条(報告)

厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、必要な事項を報告させることができる。

第56条(権限の委任)

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第50条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

同法施行規則(抄)

第55条(権限の委任)

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第14条第2項の規定による命令

六 法第50条の規定による報告徴収